

厚生労働省

# 検疫所

Quarantine Station



厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>

お問合せ先 厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部  
企画・検疫課 検疫所管理室

住 所 〒100-8916  
東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号 [代表] 03-5253-1111



# 検疫所とは

厚生労働省が所管する、国の機関です。

検疫所の業務は、2本の柱（法律）に基づいています。

## Index

検疫所とは	02
■ 検疫業務	03
■ 港湾衛生業務	07
■ 動物の輸入届出制度	10
■ 輸入食品監視業務	11
■ 試験検査業務	13
■ 全国のお検疫所所在地	15
■ 検疫官の制服	16
■ 検疫所の設置状況	17

### 検疫法に基づく

#### 検疫・衛生業務

#### 動物の輸入届出制度 (感染症法に基づく)



「検疫法」に基づいて、海外からの帰国者・入国者に対する検疫や、感染症のまん延を防止するための空港や海港における衛生業務等を行っています。

### 食品衛生法に基づく

#### 輸入食品等の監視・指導

#### 試験検査業務



「食品衛生法」に基づいて、海外からの輸入食品等の監視・指導業務や、残留農薬や微生物などの試験検査業務を行っています。

# 検疫業務



空港での検疫の様子

## 入国者への検疫と健康相談

検疫所では、日本に入国（帰国）するすべての人に対して検疫を行います。サーモグラフィー等を用いて発熱の有無を確認するとともに、発熱や咳などの症状がある人、体調や健康に不安のある人を健康相談室へ案内し、詳細な症状や感染症の流行国・地域に滞在していたかどうか等を確認します。

検疫感染症に感染している疑いがある場合には、必要に応じて検査を行い、その結果、検疫感染症の患者を発見・確認した場合には、必要に応じて隔離、停留、消毒等の防疫措置を行います。また、人にに対するもの以外に、貨物や機内などで感染症を媒介する動物が捕獲された場合には、病原体の有無を検査し、必要に応じて防疫措置を行います。



診察の様子



海港での検疫の様子

### 世界の最新情報をキャッチし、わかりやすく提供・説明

海外の感染症の流行状況は日々変化しており、感染症の疫学、診断、治療等に関する新たな知見も集積されています。世界の最新の情報をキャッチし、渡航される方々へ専門的な情報をできるだけわかりやすく提供・説明することも検疫所の業務です。



検疫所では、「FORTH (海外で健康に過ごすために)」というホームページで感染症などの情報提供を行っているほか、各検疫所のホームページでも最新の情報を提供しています。

## 主な業務

入国者への検疫と健康相談、出国者の相談対応やリーフレットの配布等

## 出国者の相談対応やリーフレットの配布等

空港に出国相談センターを設け、渡航に関する相談やリーフレットの配布などを行っています。渡航者に周知が必要な感染症等が海外で発生した場合には、リーフレットやポスターを作成し、注意喚起を行うとともに、渡航先で感染症に感染しないための予防対策等の周知を行っています※。また、検疫所では、感染症の予防対策として海外渡航予定者に対して黄熱の予防接種を行い、国際証明書（イエローカード）の発行を行っています。予防接種を行うほか、渡航予定などに応じて推奨される予防接種の相談なども行います。



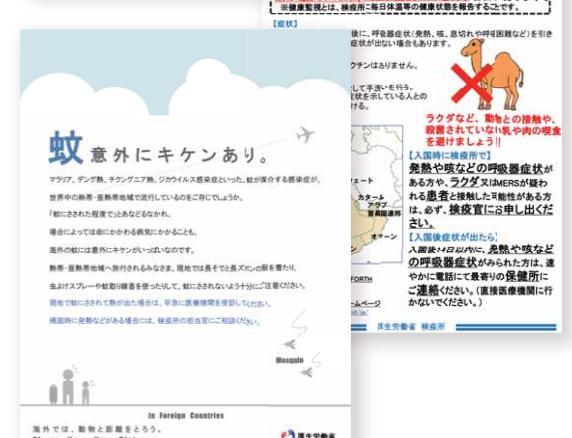
出国相談をしている様子

### ※WHOの宣言等に基づいた感染症の注意喚起

2016年2月1日には世界保健機関(WHO)から、蚊が媒介する感染症であるジカウイルス感染症について、小頭症及び神経障害の集団発生に関して「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」を宣言しています。

また、2012年9月以降、中東を中心として、中東呼吸器症候群(MERS)の症例報告がWHOに報告されています。

検疫所では、これら各国・地域の感染症に関する情報を迅速に渡航者に伝えるため、リーフレットやポスターを作成し注意喚起を行っています。



# 検疫業務 新型コロナウィルス感染症対策

**01**  
2020年1月～

## 入国拒否・ 検疫強化の開始

一部の地域を外国人の入国拒否対象地域に指定(対象地域を順次拡大)。



**05**  
2020年7月～

## 国際的な人の往来の一部再開

流行状況の改善を受け、レジデンストラック・ビジネストラックを開始する等、国際的な人の往来を一部再開。



**09**  
2021年11月～

## オミクロン株に対する対策強化

南アフリカ共和国等のオミクロン株流行国を最長10日の施設待機に指定(一部の国は再入国拒否対象)。新たな入国情報管理制度及びワクチン接種特例の一時停止。その後、オミクロン株に関する知見等を踏まえ、入国者の自宅待機期間を短縮(14日→10日→7日)。

**13**  
2022年12月～

## 中国に対する臨時の措置の実施

中国における感染状況が急速に悪化するとともに、詳細な状況の把握が困難であることを踏まえ、中国からの入国情報等について、入国情報検査等の臨時の措置を実施。

**14**  
2023年5月～

## 検疫感染症からの除外

新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、検疫法上の検疫感染症から外れたため、入国情報検査等の水際措置は終了。

**03**  
2020年2月～

## クルーズ船ダイヤモンド・ プリンセス号対応

3,700名以上の方を対象とした、過去に例のない大規模な検疫を実施。



**04**  
2020年4月～

## 全ての国・地域に対する検疫の強化

全ての国・地域からの入国情報に入国情報後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用を要請。一部の国・地域からの入国情報に入国情報を実施。

**07**  
2021年5月～

## デルタ株に対する対策強化

インド等の変異株流行国を最長10日の施設待機に指定(一部の国は再入国拒否対象)。



**08**  
2021年9月～

## ワクチン接種の進展や 変異株の状況を踏まえた見直し

ワクチン接種者に対する水際対策の一部緩和や、ビジネス往来等の再開に向けて、一定の条件下で外国人の新規入国情報や行動制限の緩和を認める新たな入国情報管理制度を開始。

**11**  
2022年6月～

## 水際対策の段階的緩和②

各国・地域からの流入リスクを勘案し、国・地域を3つに区分し、全ての国・地域からの入国情報について出国前検査を求めつつ、一部の国・地域からの入国情報に対し、入国情報検査を実施せず入国情報後の自宅待機を求めないこととし、入国情報総数の上限について、1日当たり2万人目途とした。

**12**  
2022年10月～

## 水際対策の段階的緩和③

入国情報時のワクチン接種証明書又は出国前検査陰性証明書の提示を要件として、全ての国・地域からの入国情報について、原則として、入国情報検査を実施せず、入国情報後の待機を求めないこととし、入国情報総数の上限を撤廃。



**02**  
2020年1月末～2月

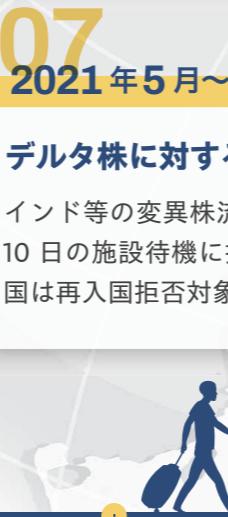
## 武漢への チャーター機派遣

武漢市から帰還する在留邦人に対して機内検疫を実施。

**06**  
2020年12月～2021年春

## アルファ株に対する対策強化

英国等の変異株流行国を3日施設待機の対象に指定。2021年1月には、出国前検査陰性証明書・入国情報検査の対象を全ての国・地域からの入国情報に拡充。2021年3月には、入国情報後の健康フォローアップ体制を強化、また、入国情報総数管理を導入。



**10**  
2022年3月～

## 水際対策の段階的緩和①

オミクロン株に関する知見の蓄積、ワクチンの追加接種の進展等を踏まえ、水際対策を段階的に緩和。2022年3月には、入国情報後の待機期間を緩和、帰宅時公共交通機関利用、観光目的以外の外国人の新規入国情報を許可。



## 感染症ゲノム サーベイランス の実施

海外から流入する感染症を把握するため、入国情報検査ゲノムサーベイランスを開始。

# 港湾衛生業務



成虫トラップを設置している様子

## 蚊族の調査

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症・日本脳炎・ウエストナイル熱・マラリアなどを媒介する蚊の侵入や生息状況を監視するため、海外から航空機、船舶が来航する空港や海港の政令区域について、その状況を調査しています。また、調査で採集した蚊族について種を同定し、そのうち雌成虫については、蚊媒介感染症の病原体検査も行っています。



ネッタイシマカの幼虫



幼虫トラップを設置している様子



ヒトスジシマカの成虫



航空機内で蚊の成虫を採取している様子

## 主な業務

蚊族の調査、ねずみ族の調査、船舶衛生検査



小型ねずみのトラップを設置している様子

## ねずみ族の調査

ペスト・ラッサ熱・南米出血熱・腎症候性出血熱(HFRS)・ハンタウイルス肺症候群(HPS)と関係するねずみ族の侵入や定着の状況を監視するため、海港や空港の定められた区域内にある船舶、航空機や施設等について、その状況を調査しています。また、捕獲したねずみ族は種の同定後、解剖して検査を行い、その後、病原体保有の有無の確認を行っています。



大型ねずみのトラップを設置している様子

## ねずみ族の検査の流れ

### 手順1

トラップによるねずみ族の捕獲

### 手順2

同定、外部寄生虫の確認、解剖検査、採血等を実施

### 手順3

血清分離後、セラムチューブに採取

### 手順4

検査センターへ送付



※手順2, 3の様子

# 港湾衛生業務

## 主な業務

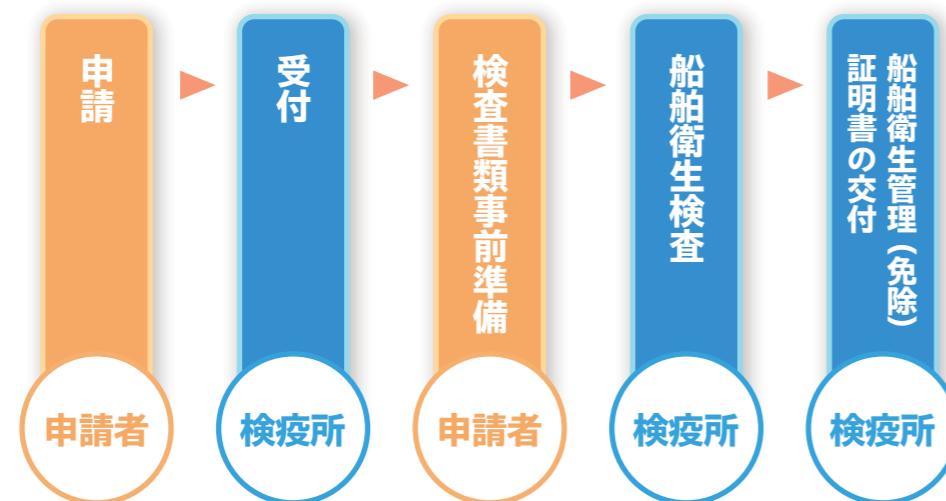
蚊族の調査、ねずみ族の調査、船舶衛生検査



船舶衛生検査の様子

## 船舶衛生検査

国際航行する船舶を介した感染症の拡大防止及び当該船舶に起因して健康に影響を及ぼすことが懸念される公衆衛生上の事項（ねズみや虫類（蚊、ハエ、ゴキブリ）等の発生の有無、食料、飲料水、調理器具、廃棄物等の適正管理、医療器具、消毒剤、殺虫剤、捕そ器、殺そ剤等の整備状況等）全般について確認を行い、船舶の衛生状態に応じ、船長に対して、指摘・指導事項を説明し、船舶衛生管理（免除）証明書の交付を行っています。



# 動物の輸入届出制度

## 主な業務

届出の審査及び対象動物の輸入相談



## 届出の審査及び現場確認

海外には日本で流行していない感染症があり、中には動物が媒介する感染症（動物由来感染症）もあります。そのため、輸入される動物を介して、動物由来感染症が日本に侵入することを防ぐために【動物の輸入届出制度】※があります。

検疫所では、海外から動物を輸入する場合に提出される届出書や衛生証明書などの届出の審査、必要に応じて現場確認を行い、問題がなければ届出を受理します。届出内容に不備があった場合には、届出者へ指導等を行っています。また、輸入者や関係事業者からの輸入相談対応、出国者や入国者に対する制度の周知等を行っています。

## 輸入動物届出の流れ

### 届出対象

●陸生哺乳類、鳥類の生体  
●齧歯目及びうさぎ目の死体



### ※届出制度の対象となる動物（輸入禁止動物、動物検疫所対象動物を除く）



齧歯目（死体を含む）  
●ハムスター、リスなど



うさぎ目（死体を含む）  
なきうさぎ科



鳥類  
●文鳥、インコ、ペンギンなど



その他の陸生哺乳類  
●フェレット、ゾウなど

# 輸入食品監視業務



## 輸入食品等の監視及び指導業務

販売や営業で使用する食品等(食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児対象のおもちゃ)を輸入する場合に提出される「食品等輸入届出書」<sup>※1</sup>を、全国に32か所ある検疫所食品監視窓口で受理し、食品衛生法に基づき適法な食品等であるか、食品衛生監視員が審査しています。検査が必要と判断された食品等については、命令検査、行政確認検査を実施し、その他の食品等についても計画的なモニタリング検査を行うことにより、<sup>※2</sup>効率的・効果的な輸入食品の安全性を確保しています。

検査の結果、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については、廃棄・積戻しなどの措置をとるよう指導を行っています。

(※1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)により、販売又は営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃについては、輸入者に対し、輸入のつど厚生労働大臣に対して届け出ることを義務づけています。

(※2) [命令検査]

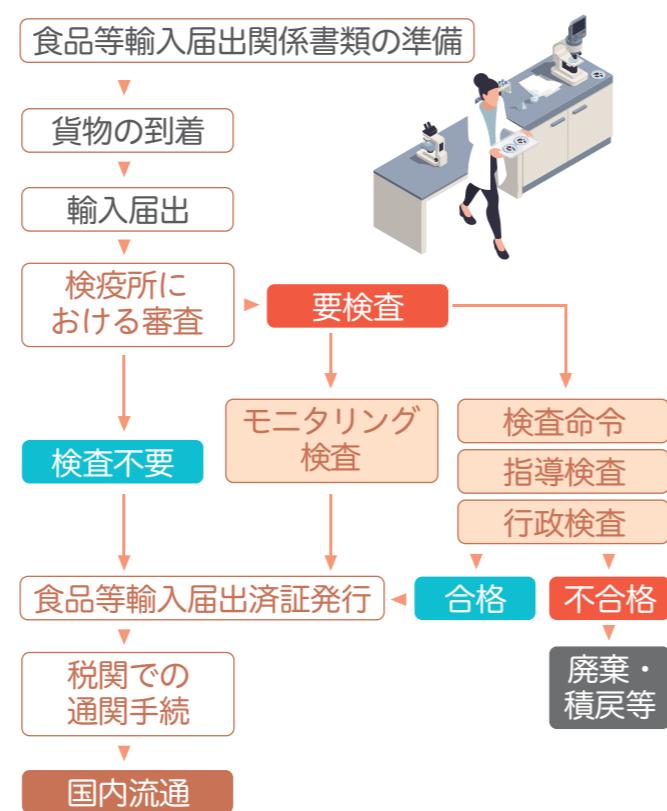
輸出国における規制・衛生管理の状況、過去の違反実績等を勘案し、食品衛生法に違反している可能性が高いと見込まれる食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るために、輸入者に対して命ずる検査

[行政確認検査]

初めて輸入される食品等や食品衛生法に違反する食品等及び輸送途中で事故が発生した食品等の確認のために、検疫所が実施する検査

[モニタリング検査]

多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視し、食品衛生法違反が発見された場合には、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的とし、品目ごとの年間輸入量及び過去の違反実績を勘案した年度計画に基づき、検疫所が実施する検査



## 主な業務

輸入食品等の監視及び指導業務、輸入食品相談業務

### 輸入届出が必要なもの(食品衛生法)



食品



食品添加物



乳幼児用おもちゃ



飲食器具・容器包装

※届出対象：販売品、営業上使用する見本品、試供品など

### 食品等の輸入届出事項

- 輸入者の氏名、住所
- 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- 使用されている添加物の品名
- 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- 添加物製剤の成分
- 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- 貨物の事故の有無



審査の様子



窓口対応の様子



講習会の様子

### 輸入食品相談業務

検疫所では、輸入者や関係事業者に対し、食品等の輸入手続や検査制度、自主的な衛生管理の取り組みに必要な日本の食品添加物や残留農薬等の規制に関する情報提供を行っています。

あわせて、わが国で発見された違反食品や外国における食品衛生状況などの情報も提供しています。

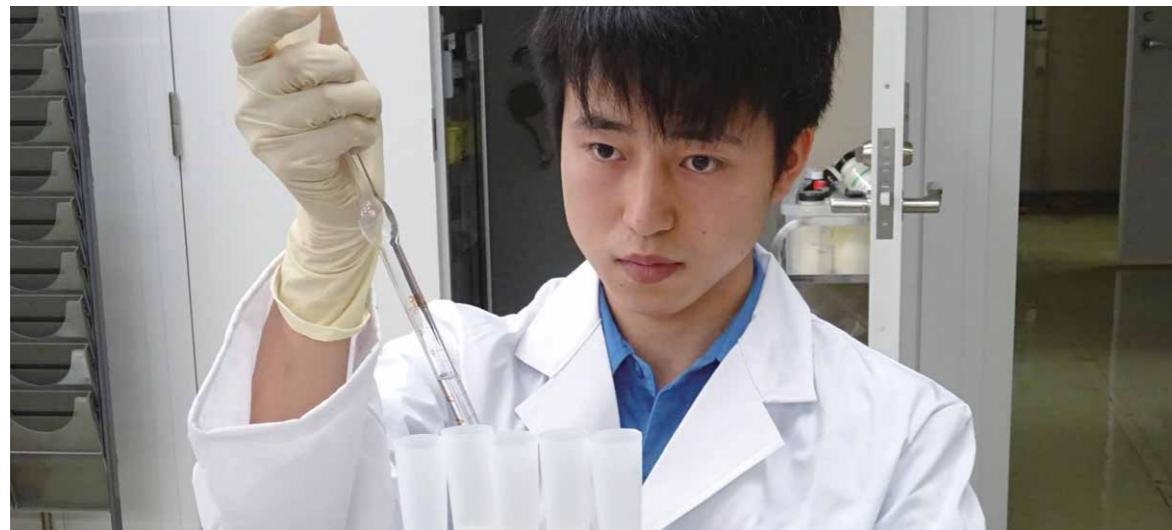


相談対応の様子

# 試験検査業務

## 主な業務

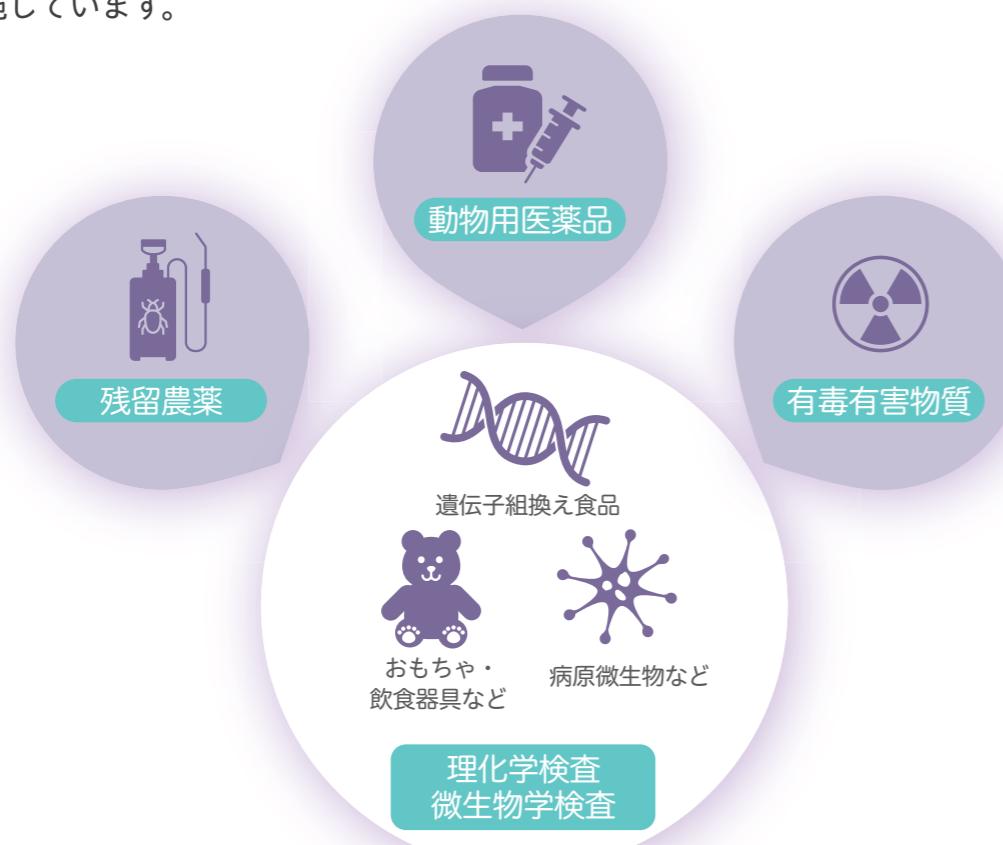
輸入食品等についての各種検査、感染症についての各種検査



### 輸入食品等についての各種検査

検疫所では、世界各国から輸入される食品等の検査と、海外から侵入する感染症に関する検査を行っています。輸入食品等については、横浜、神戸の輸入食品・検疫検査センター及び6か所の検疫所の検査課で実施しています。

殺虫剤などの残留農薬、抗生物質などの動物用医薬品、カビ毒や重金属などの有毒有害物質、乳幼児用おもちゃや飲食器具、容器包装の規格、遺伝子組換え食品、食中毒の原因となる病原微生物の検出など、理化学検査及び微生物学検査を行っています。また、海外からの研修生の受け入れ、海外への講師派遣等の技術協力も実施しています。



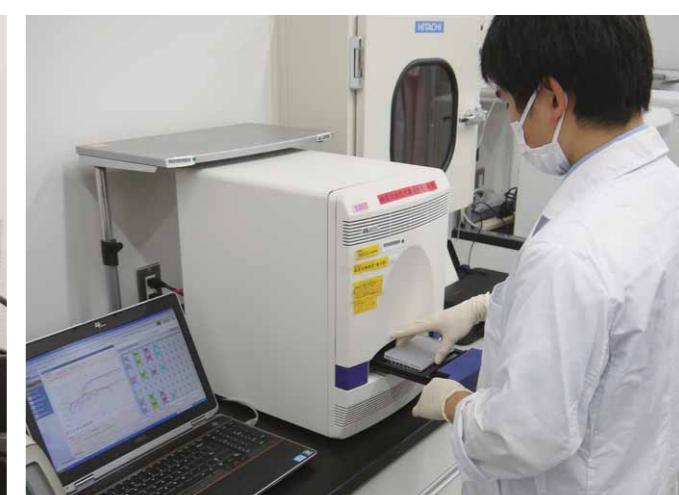
### 感染症についての各種検査

感染症についての検査は、ヒトに対して行う検査と感染症を媒介する媒介動物（蚊族やねずみ族等）に対して行う検査があります。

ヒトに対する検査では、検疫感染症に感染した疑いのある入国者から検体を採取し、PCR検査による病原体遺伝子の検出やウイルス分離、また、迅速診断キットを用いた検査も行います。媒介動物に対する検査では、検疫所の港湾衛生業務で捕獲した媒介動物の種の同定後、蚊族ではPCR検査によるデング熱やマラリアなどの蚊媒介感染症の病原体遺伝子の検出を行い、ねずみ族では解剖して、病原体感染の有無の確認後、血清を用いたペスト菌や腎症候性出血熱(HFRS)ウイルスの抗体検査を実施しています。



試験検査の様子



試験検査の様子

# 全国の検疫所所在地



# 検疫官の制服



# 検疫所の設置状況

	凡例	海港	空港	計
 本所	11	2	13	
 支所	7	7	14	
 出張所	62	22	84	
合計	80	31	111	

令和6年4月1日現在

